## 「令和4年度木曽岬干拓地(南エリア)における都市的土地利用の可能性に関する 調査業務委託」の企画提案コンペに関する質問への回答

調査業務委託」の企画提案コンペに関する質問への回答 回答 質問 企画提案コンペ参加仕様書 1 ページ【2. 業務委託の目 質問添付の地図のf、g、hの 的】) とおり(三重県側のみが対象であ 本業務の対象は「2業務の目的」に記載されている「木 り、愛知県側は含みません。)。 曽岬干拓地のうち伊勢湾岸自動車以南の「保全区」を除 くエリア (三重県内約 180ha。以下「南エリア」とい う。)」と認識している。 木曽岬干拓地の土地利用状況等 具体的には、令 f W 和2年度 官民連 携事業の推進のた めの地方ブロック プラットフォーム 資料、「木曽岬干拓 地の都市利用状況 等」で示された範 囲、f、g、hである という理解でよい ARMEDICATION か。 お見込みのとおり。 企画提案コンペ参加仕様書 4 ページ【企画提案書等及 び部数】のa) 同種業務実績として「一定エリアにおける産業立地の 導入可能性調査 | 等を挙げられているが、ここでの"産 業"とは工業だけでなく、物流・商業等も含めた都市的 土地利用を展開できる業種としての理解でよいか。 企画提案コンペ参加仕様書 5 ページ【企画提案書等及 可能です。 び部数】のa) 契約書(写)及び業務内容が判断できる内訳書、仕様 書等(写)も提出することとされているが、業務実績 のエビデンスとして TECRIS 内容確認書の提出で代える ことは可能か。

- 4 企画提案コンペ参加仕様書 5 ページ【企画提案書等及 び部数】の f)
  - ①企画提案を"発注者が現在認識している諸課題を踏まえて作成する"とあるが、この諸課題に関する資料提供は可能か。

併せて、下記の資料の閲覧は可能か。

- ②令和2年度及び3年度の調査・検討結果
- ③木曽岬干拓地土地利用検討協議会(第 10 回)の議題 ((1) 伊勢湾岸自動車道以南の都市的土地利用計画の 方向性についての検討状況、(2) 報告事項)で提示された資料

- ①については、別添 1 中の「資料 1-3-イ」参照。
- ②については、別添2参照。
- ③については、別添1参照。

5 | 業務委託仕様書 2 ページ 4 の (2)

土地利用用途に係る検討を行う際、木曽岬町都市計画 マスタープランや木曽岬干拓地土地利用検討協議会の なかで示される新エネルギーランド及び農業体験広場・ 自然体験広場は将来とも土地利用用途として固定する のか。固定するとした場合、どこまでの見直しを想定す るのか(例えばコンセプトを踏まえることは必須など)。 今回の調査においては、現在の 土地利用の状況(用途)は考慮せず、全く新しい土地利用を行うと 想定し、その場合において立地の 可能性のある業態・用途等の洗い 出しとともに、その課題等につい て整理してください。

「業務委託仕様書」の「2 業務の目的」に『・・令和2年度、3年度調査による民間事業者サウンディング結果及び・・』とありますが、本企画提案書作成にあたり、令和2年度、3年度調査のサウンディング結果及びサウンディング調査を含む業務委託の成果品を確認することは可能か。

別添2参照

7 「業務委託仕様書」の「4 業務の内容」、「ウ 当該 地の開発条件等の特性」に『・過年度調査結果等を整理 し・・』とありますが、本企画提案書作成にあたり、過 年度調査の成果品を確認することは可能か。

担当課(三重県地域連携部水資源・地域プロジェクト課)にて閲覧が可能です。

閲覧を希望する場合は、事前に 担当課(電話059-224-2 419)と調整のうえ、お越しく ださい(場所:津市広明町13番 地本庁舎2階)。

8 【参加仕様書 1P 2. 委託業務の目的】

当地区に関係する過年度の調査(民間事業者サウンディング調査など)結果報告書などの提供・閲覧は可能か。

上記回答6及び7参照。